

大阪市西淀川区まちづくり事業に関する業務（会計年度任用職員）募集要項

1 募集人数

1名

2 業務内容

- (1) 西淀川ものづくりまつり事業に関する補助業務
- (2) 区制100周年記念事業に関する補助業務
- (3) 福駅周辺エリア価値向上に関する補助業務
- (4) その他、地域支援課が所管する事業に関する補助業務

3 応募資格

- (1) 一般的な事務作業（パソコン操作、電話対応など）ができる者
- (2) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

- 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

※年齢、学歴は問いませんが、日本国籍を有しない方で就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで最長3年）

5 勤務条件等

（1）勤務時間・日数

- ・午前9時15分から午後5時30分（休憩時間45分）までの7時間30分
- ・週4日勤務（30時間）

(2) 休日

- ・土曜日及び日曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・12月29日から翌年1月3日までの日
- ・その他本市が指定する日

(3) 勤務場所

大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号
大阪市西淀川区役所4階 地域支援課

(4) 報酬等

報酬	176,436円～196,620円
期末・勤勉手当（6月・12月に支給）	642,887円～716,432円
年収見込	2,760,119円～3,075,872円

※上記報酬等は、募集時点のものです。給与改定等により採用時には変更されることがあります。

※期末・勤勉手当について、1年目は3.64375月分ですが、再度の任用がされた場合2年目以降は4.65月分となります。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

(5) 休暇等

「会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則」に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12日 付与期間：4月1日（任用日）～3月31日（任期満了日） ※任用形態にかかわらず、本市で勤務し継続して会計年度任用職員として任用される場合は別途加算して付与されます。
特別休暇	【有給】 <ul style="list-style-type: none">・夏季休暇・忌引休暇・結婚休暇・産前産後休暇・配偶者分娩休暇・育児参加休暇・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 【無給】 <ul style="list-style-type: none">・生理休暇・妊娠障害休暇・育児時間休暇・ドナーハイ・子の看護休暇（※1）・短期介護休暇（※1） <p>（※1）別途取得要件があります。</p>

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり（別途取得要件あり）。

(6) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申し込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

口述（面接）試験

7 選考日時及び選考会場

日程：令和8年2月18日（水曜日）予定

時間：午前10時以降の指定する時間

場所：大阪市西淀川区役所 会議室

※詳細については、応募者に送付する「受験案内」にて通知します。

8 申込方法

(1) 提出書類

次の書類等を持参又は郵送で送付してください。なお郵送の場合は必ず簡易書留（又は簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがありますのでご注意ください。

ア 会計年度任用職員採用申込書 1通

イ 申し立て書（指定様式） 1通

ウ 返信用の定形封筒（長形3号） 1通

※宛先（郵便番号、住所、氏名）を記入するとともに、110円切手を貼付けてください。

(2) 受付期間

令和8年2月5日（木曜日）まで（当日必着）

※持参の場合は午前9時から午後5時30分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

(3) 申込先

〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号

西淀川区役所地域支援課（4階 43番窓口）

（4）受験案内

令和8年2月12日（木曜日）までに受験者本人あてに通知します。

9 試験結果

（1）試験結果の発表

合否については、受験者本人あてに送付します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

（2）試験結果の開示

試験の結果「不合格」の場合、次の要領のとおり本人が申し出ることにより成績をお知らせします。

得点及び順位については、令和8年2月26日（木曜日）の午前10時～午後5時

（正午から午後1時の間を除く）に西淀川区役所地域支援課内において開示します。

受験者本人であることが確認できる書類（顔写真の添付のあるもの：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート又は学生証等）を持参のうえ口頭で申し出てください。

10 その他

- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

11 問い合わせ先

西淀川区役所地域支援課 4階43番窓口

〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号

電話：06-6478-9734

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得たうえで申し込みを行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に關し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと